

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月27日(木)午後2時00分から午後2時45分

2. 開催場所 八代市役所本庁舎 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員(17人)

| | | |
|-------|-----|-------|
| | 2番 | 吉永安圭美 |
| | 3番 | 平野英明 |
| | 4番 | 橋本一郎 |
| | 5番 | 萩本一浩 |
| | 6番 | 中村和人 |
| | 7番 | 深田 智 |
| | 8番 | 高野康喜 |
| 職務代理者 | 9番 | 内田孝光 |
| | 10番 | 有馬日夫 |
| | 11番 | 門田静子 |
| | 12番 | 森本 健 |
| | 14番 | 松本秀昭 |
| | 15番 | 木村秀子 |
| 職務代理者 | 16番 | 本田友治 |
| | 17番 | 松田林一 |
| | 18番 | 倉井正治 |
| | 19番 | 吉田寛実 |

4. 欠席委員(2人)

| | | |
|----|-----|------|
| 会長 | 1番 | 白石勝敏 |
| | 13番 | 中野敏憲 |

5. 出席推進委員(25人)

吉田和功
本田あゆ子
福島正一
齊藤光幸
中西千代志
鞍本敏男
吉川美津治
光永信一
林田孝介
矢鉾次義
山崎嘉智
鶴山正行
有村敏之
高木 淳
杉本秀雄

瀬本浩和
宮本光治郎
上原 誠
福間定一
藤山利秋
橋本正治
上村正弘
上村武敏
寺本和男
黒田浩一郎

6. 議事日程

- 第1 議案第37号 農地法第3条（委員会）について
- 第2 議案第38号 農地法第4条（知事）について
- 第3 議案第39号 農地法第5条（知事）について
- 第4 議案第40号 農地法第5条事業計画変更申請について
- 第5 議案第41号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第6 議案第42号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農地利用集積計画の公告）について
- 第7 議案第43号 農地中間管理機構による農用地の買入協議について
- 第8 議案第44号 非農地通知について

7. 農業委員会事務局職員

| | |
|-------|------|
| 局長 | 泉 宜孝 |
| 主幹兼係長 | 宮野 優 |
| 参事 | 橋本周斉 |
| 主事 | 桑野 直 |
| 主事 | 平川祥子 |
| 主事 | 北村有希 |

8. 会議の概要

事務局長

皆さん、こんにちは。それでは定刻になりましたので始めさせていただきます。

今回も新型コロナウイルス感染拡大防止を講じるために、国・県が示した「新しい生活様式」を用いまして、総会の開催に関し、私のほうから注意事項を申し上げます。

御発言につきましては、今回も挙手をしていただきまして、事務局職員がマイクをお持ちしますので、その場で着座にて御発言をしていただきます。

総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭で発言していただきます。

以上、委員の皆様方には、大変御不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、ただ今から10月の総会を開会したいと思います。

本日は、郡築の白石会長、東陽の中野委員から欠席の連絡が入っております。

本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきますが、先ほど申し上げましたとおり、白石会長は欠席となっております。八代市農業委員会会議規則第5条第2項に「会長に事故があるときは総会においてあらかじめ定めた職務代理者が、議長となり議事を整理する。」となっております。本市では職務代理者が2名おられます。事前に白石会長から内田委員を御指名してもらいますようお願いするという事でお知らせしております。

そこで皆さんにお諮りします。内田委員を議長として選出してよろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局長

それでは、異議がないということですので、内田委員、議長席までお越しいただきまして、議事を整理していただきますようよろしくお願いいたします。

議長

皆さん、こんにちは。
白石会長に代わり、私、内田が僭越ながら議事の進行を務めさせていただきます。
それでは、総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。
最初に、本日の議事録署名委員を指名します。
15番 木村秀子委員、16番 本田友治委員をお願いいたします。
それでは議事に入りますが、今月は法の性質上、先に審議しなければならない議案がございますことから、議案書の議案番号順とならず、前後して進行しますので、よろしくお願いいたします。
それではまず、議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第37号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページのとおりに付議いたします。
今月の所有権移転申請は、売買による取得が2件ありました。
地目は田、726平方メートル、畑、479平方メートル、計1,205平方メートルです。
内容につきましては、議案書記載のとおりです。
これらは、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと判断しました。御審議方よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明

をお願いいたします。

1 番、日奈久。

推進委員

日奈久地区の杉本です。1 番について説明します。

10月22日、橋本委員と現地確認しました。申請地は、国道3号線のすぐ下で、譲受人の家の前の畑です。親の代から借りて耕作されていました。譲受人が経営規模を拡大したいという希望から、売買の話がまとまりました。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

2 番、東陽。

推進委員

東陽地区推進委員の黒田です。

10月25日、中野委員と現地を確認いたしました。この案件の土地は譲受人の方が、長年にわたり借地として耕作されていました。今回、所有者の譲渡人の方が亡くなられて、相続人もいないということで財産処分することになりました。何ら問題はないと思われまます。御審議方よろしく申し上げます。

議 長

1 番の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(なし)

議 長

異議がなければ、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

次に、議案第38号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第38号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案書2ページから3ページのとおり付議いたします。

今月の申請は5件で、内容につきましては議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について、説明いたします。

1 番及び2 番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

次に、3番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

なお、次の議案第39号、農地法第5条許可申請も同時に申請がなされております。3ページをお願いします。

次に、4番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

最後に、5番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。無断転用により土地選定の代替地はなく、許可は可能と判断しました。

また、無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が、許可は可能と判断いたしました。

それでは御審議方よろしくお願いたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いいたします。

1番、八千把。

推進委員

八千把担当の中西です。申請番号1番について説明します。

申請地は、古閑中町の区画整理区域内の〇〇〇〇〇〇〇八代より〇へ△△△メートル行ったところで、現況、荒れ地状態の農地で、ここに貸家住宅3棟を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。審議をお願いします。

議 長

2番、松高。

推進委員

八代・松高地区の鞍本です。申請番号2番について説明します。

10月21日に倉井委員さんと申請地の確認を行いました。事業内容は、申請人に農業後継者がおらず、本人も高齢になり、宅地転用後、賃貸住宅を2棟建築する計画です。申請地は、高島町の住宅街に位置し、南側に3階建ての住宅、北側は一般住宅に囲まれており、周囲にも隣接農地はなく、日照、排水等の悪影響はないと思われま。御審議方よろしくお願いたします。

| | |
|------|---|
| 議 長 | 3番、龍峯。 |
| 推進委員 | 3番、龍峯の光永です。3番について説明します。 申請地は、高速道路の側道とお寺の間の細長い土地で、ここに駐車場を造るという案件です。何ら問題はないと思います。 |
| 議 長 | 4番、千丁。 |
| 推進委員 | 申請番号4番、千丁担当委員の上原です。 10月26日、千丁農林水産地域事務所、農業委員、最適化推進委員で現地確認をいたしました。申請地は、農免道路昭和共栄信号機より〇〇へ△△△メートルの所です。申請地は、千丁町〇〇〇△△△番の△、354平方メートル、個人住宅の申請です。母と兄と同居していますが、手薄になったため、亡くなった父より遺産分割してもらっているところに、住宅建築となったため申請いたします。遺産分割証明書も添付してありますので、何ら問題はないと思います。 |
| 議 長 | 5番、鏡。 |
| 推進委員 | 鏡地区担当の橋本です。申請番号5番について説明します。 今月19日、申請者が入院とのことで、行政書士の方から説明を受けました。申請地は、鏡町〇〇地区の〇〇神社の鳥居の近くです。事業主の父が農地で取得し、農家住宅を建築し、平成20年に申請人が相続していますが、地目が畑のままとなっていたので、今回、申請したとのことです。地元としては、何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。 |
| 議 長 | 以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。 (なし) |
| 議 長 | 異議がなければ挙手をお願いいたします。 (全員挙手) |
| 議 長 | 挙手全員ということで、認めることといたします。よって申請を許可いたします。 ここで、議案第40号、農地法第5条事業計画変更承認申請について、事務局より |

事務局

説明をお願いします。

議案第40号、農地法第5条事業計画変更申請について、議案書8ページから9ページのとおり付議いたします。

今月の申請は3件で、その内容は、議案書記載のとおりです。

1番の案件は、令和2年1月7日付で農地転用許可を受けた事業計画について、当初事業計画者の事業遂行が困難になったため、許可後、承継者に変更し、かつ事業計画の目的を変更するために必要となる承認申請です。

当初の転用目的は、鍼灸整骨院兼住宅として利用するものでしたが、許可後、建築条件付売買予定地として利用する内容となっています。

申請地は、第3種農地に区分され、転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること、用途に供する見込みが確実であることなどから、承認できると判断しました。

なお、この案件については、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」、6ページの申請番号6番と同時に申請が出されています。

次に、2番の案件は、平成31年3月29日付で、農地転用許可を受けた事業計画について、当初事業計画者の事業遂行が困難になったため、許可後、承継者に変更し、かつ事業計画の目的を変更するために必要となる承認申請です。

当初の転用目的は、貸家として利用するものでしたが、許可後、建築条件付売買予定地として利用する内容となっています。

申請地は、第3種農地に区分され、転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること、用途に供する見込みが確実であることなどから、承認できると判断しました。

なお、この案件については、1番の案件と同じく、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」、6ページの申請番号6番と同時に申請が出されています。

9ページをお願いします。

次に、3番の案件は、平成31年3月29日付で、農地転用許可を受けた事業計画について、当初事業計画者の事業遂行が困難になったため、許可後、承継者に変更し、かつ事業計画の目的を変更するために必要となる承認申請です。

当初の転用目的は、貸家として利用するものでしたが、許可後、宅地拡張部分として利用する内容となっています。

申請地は、第3種農地に区分され、転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること、用途に供する見込みが確実であることなどから承認できると判断しました。

なお、この案件については、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」、6ページの申請番号7番と同時に申請が出されています。

それでは、御審議方よろしくお願いたします。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いいたします。

1 番、太田郷。

推進委員

議案書の 8 ページになります。代陽・太田郷地区担当、吉川です。

申請番号 1 番、2 番、3 番は関連性があるので、続けて説明いたします。

10月20日に有馬委員と確認しました。農地転用後の事業計画変更承認申請地は島田町で、南側に農地と排水路を挟み、八代白百合学園、〇〇側△△△メートル付近に新八代在来線乗り場があります。

それでは申請番号 1 番、申請地は、島田町の 666 平方メートルと 408 平方メートル、現状は雑種地の 2 筆で、東側に家屋、南側に耕作されていない農地があります。譲渡人は、菊陽町の〇〇〇経営の男性、譲受人は、〇〇町の不動産の会社です。当初の計画は、土地を取得し、〇〇〇〇兼住宅を建築する計画で、令和 2 年 1 月 7 日に転用済みでしたが、多くの患者さんから引き止められて、思案中のところ、建築条件付売買予定地の計画を紹介されて、計画の変更に至り、承継者の〇〇町不動産の会社に譲り渡すことになりました。

申請番号 2 番、申請地は、島田町の 458 平方メートル、現状は雑種地、西側に家屋。譲渡人は、古閑中町の女性、譲受人は、〇〇町の不動産の会社です。当初の計画は、土地取得後、貸家の建築として、平成 31 年 3 月 29 日付で、転用許可済みでありましたが、建築資材の高騰で計画実行になりゆかず、建築条件付売買予定地として承継者に譲り渡すに至りました。

申請番号 3 番、申請地は、島田町の 62 平方メートル、現状は雑種地、西側に家屋、北側に譲受人のアパートがあります。譲渡人は、申請番号 2 番の方です。今回の建築条件付売買予定地の計画で、宅地、公園を含む 4,886.04 平方メートルの接道が一部狭いため、譲受人のアパート北側駐車場前の接道を拡張、開発に必要な道路幅とし、狭くなったアパート駐車場に 62 平方メートルを宅地拡張部分として譲受人が承継するものです。

御審議方よろしく願いいたします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることといたします。

次に、議案第39号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第39号、農地法第5条の規定による許可申請について、議案書4ページから7ページのとおり付議いたします。

今月の申請は、所有権移転が9件、使用貸借権が1件、合計の10件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について、説明いたします。

1番の案件は、農用地区域内にある農業用施設用地に用途区分されている農地のため、許可は可能と判断しました。

なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、2番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

次に、3番の案件は、第3種農地の区域に隣接する区域かつ住宅、事業用施設、公共用施設等が連担している区域内にある10ヘクタール未満の農地で、第2種農地に区分されます。既存の宅地を拡張するものであり、土地選定の代替地はなく、許可は可能と考えます。

5ページをお願いします。

次に、4番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

次に、5番の案件は、上・下水道の2管が埋設されている道路の沿道で、概ね500メートル以内に2以上の医療施設がある農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

6ページをお願いします。

次に、6番の案件は、先ほど御審議いただいた議案第40号「農地法第5条事業計画変更」、8ページの申請番号1番及び2番と同時申請されている案件となります。当初の転用目的は、鍼灸整骨院兼住宅として利用するもの、また、貸家として利用するものでしたが、許可後、建築条件付売買予定地として利用する内容となっています。

申請地は、新八代駅から概ね300メートル以内の区域にある農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

次に、7番の案件は、先ほど御審議いただいた議案第40号「農地法第5条事業計画変更」、9ページの申請番号3番と同時申請されている案件となります。当初の転用目的は、貸家として利用するものでしたが、許可後、宅地拡張部分として利用する

内容となっています。

申請地は、新八代駅から概ね300メートル以内の区域にある農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

次に、8番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

7ページをお願いします。

次に、9番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。既存の宅地を拡張するものであり、土地選定の代替地はなく、許可は可能と考えます。

なお、一部が無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。また、この案件は、先ほど御審議いただいた議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」、2ページの申請番号3番と同時申請されている案件となります。

次に、10番の案件は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が、許可は可能と判断いたしました。それでは御審議方よろしく願いいたします。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんからの説明をお願いします。

1番、郡築。

推進委員

郡築担当の本田です。申請番号1番について説明します。

10月14日に会長の白石さん、推進委員の福島さん、林田さんと現地調査を行いました。今回、調査したところ、以前建築された農業用倉庫の一部が、農地に建設されていたことが判明。無断転用だったため、始末書が添付されています。そして、今回の申請が行われました。周りへの影響もないと思われますので、担当委員としては問題ないと思います。御審議方よろしく願いいたします。

議 長

2番、八千把。

推進委員

八千把担当の中面です。申請番号2番から4番について説明します。

2番、申請地は、海士江町の〇〇〇〇〇より〇へ△△△メートル行ったところで、現況、水稻を耕作されている農地で、ここに建売住宅7棟を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。

3番、申請地は、海士江町の〇〇病院の〇側に当たり、現況、造成済みの農地で、ここを〇〇病院の駐車場にしたいといった申請になります。何ら問題はないと思います。

4番、申請地は、古閑中町の区画整理区域内の〇〇〇〇八代店より〇へ△△メートル行ったところで、現況、造成済みの農地で、ここを宅地分譲地にしたいといった申請になります。何ら問題はないと思います。審議をお願いします。

議 長

5番、松高。

推進委員

八代・松高地区の鞍本です。申請番号5番について説明します。

10月23日に倉井委員さんと申請地の確認を行いました。事業内容は、譲受人が2階建ての建売住宅を検討、建築する計画です。申請地は、高小原町の臨港線近くの住宅街で、南側に宅地、東側に市道があり、隣接農地の所有者には、説明、了承を得ており、日照、排水等の悪影響はないと思われます。御審議方よろしく申し上げます。

議 長

6番、太田郷

推進委員

代陽・太田郷地区担当の吉川です。申請番号6番、7番は関連しておりますので、続けて説明いたします。

10月20日に有馬委員と確認いたしました。申請地は島田町の4筆で、458平方メートル、666平方メートル、408平方メートルの3筆は雑種地、2,206平方メートルは田ですが、耕作はなされておられません。合計3,738平方メートルです。北側にアパートと道路、東側に家屋、南側に耕作されていない農地と八代白百合学園、西側に家屋。譲受人は〇〇町の不動産会社です。先程、事業計画変更同時申請の説明のとおり、建築条件付売買予定地として利用したく申請いたします。

申請番号7番、申請地、島田町の現況は、雑種地、62平方メートル、申請番号6番の一部に北側が隣接しております。譲受人は、申請地62平方メートルの北側のアパート経営者で、申請番号6番の事業計画に対し道路幅拡張に伴う土地交換を無償で行い、アパートの駐車場に利用するものです。事業計画では、16の宅地と公園、排水用地、開発道路も含め、セットバックによる道路拡張が重要となります。

以上ですが、今回の計画地と白百合学園の間に耕作されていない農地があります。いずれは、この計画に増設の方向らしいので、周囲の農地の環境は問題ないと思われます。御審議方よろしく申し上げます。

議 長

8番、宮地。

推進委員

8番、宮地担当の林田です。10月22日に農業委員である有馬さんと調査で、現地を見に行きました。申請地は、熊本〇〇〇〇〇株式会社〇〇支店の〇側△△メートルのところにあります。〇側は目測ですけれども、幅員約△メートルの同じような道路に接面し、土地全体には背丈ほどの草が繁茂しています。不許可とすべき理由はないように思いますので、審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

9番、龍峯。

推進委員

申請番号9番について説明します。先日、22日の日に森本委員さんと2人でお寺のほうに行きまわりました。この土地は、先ほど4条の土地と続いておりまして、高速道路の側道とお寺さんの敷地の間にある土地で、ここに駐車場と〇〇〇を建てるという計画です。平成元年に、駐車場を無断で造っておられますので、始末書が出ております。申請のほうが遅れて大変困っておりますので、どうか審議のほうよろしくをお願いします。

議 長

10番、金剛。

推進委員

申請番号10番について御説明します。23日、内田委員と現地確認をしました。譲渡人の御姉妹は、それぞれ熊本市、県外に居住されており、管理されていた方が高齢で施設に入られ、困っておられました。譲受人は経営する土木建設請負業務の資材置き場が手狭になっており、隣接する申請地を利用したく申請されました。周りへの影響はないと思われまます。御審議をよろしくをお願いします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(なし)

議 長

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

議案第41号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第41号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を、議案書10ページから27ページのとおり付議いたします。

今月は、貸借権設定が25件、面積は10万8,710平方メートル、所有権移転が10件、面積は3万613平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や農作業の常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断されます。

なお、この基盤強化法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡したい場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますようお願いいたします。

来月11月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は11月9日、水曜日と10日、木曜日を予定しています。

現時点で関係する地区は、郡築12番町、井揚町、葭牟田町の予定です。地区の担当委員さんには、農業公社との調整ができ次第、日程を連絡しますので、よろしくようお願いいたします。

以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん何か質問はありませんか。

(なし)

議長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

議案第42号、農地中間管理機構等による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第42号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理権の取得、農用地利用集積計画を議案書28ページから29ページのとおり付議いたします。

今月の農地中間管理権の取得は、貸借権設定が3件で、面積は1万4,321平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断されます。

議案第42号の説明につきましては、以上です。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました。皆さん何か質問はありませんか。

(なし)

議 長

質問がなければ、これは農地中間管理機構等による農用地利用集積計画がござい
ますので、原案どおり決定することといたします。

議案第43号、農地中間管理機構による農用地の買入協議について、事務局より説
明をお願いします。

事務局

議案第43号、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農地中間管理
機構への買入協議の要請を、議案書30ページのとおり付議いたします。

今回、議案書記載の所有者から、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に
基づく所有権移転につきまして、10月11日にあっせんの申出がありました。

しかし、不調に終わったため、八代市長に対し同法第16条第2項の規定により、
当該農用地の所有者に通知をするよう要請をするものです。

買入れ協議における市長への買入れ協議の要請は、農用地の所有者から利用権の設
定等について、あっせんを受けたい旨の申出があった場合は、認定農業者等に農地を
利用集積するため、一旦、熊本県農業公社が買入れることを必要と認め、市長から
所有者と県農業公社で買入れについて協議をしてください、ということをお所有者へ通
知していただくものです。

この買入れ協議の通知は、買入れ協議制度を適用する場合の必須要件となっており
ます。制度の対象となる農地は農用地等であり、受け手は認定農業者が優先され、買
入れ協議が成立しますと、所有者は1,500万までの譲渡所得の特別控除が受けら
れることとなります。

以上です。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。皆さん何か質問はありませんか。

(なし)

議 長

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、可決されました。八代市長に買入れ協議の要請を致します。

議案第44号、非農地通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第44号、非農地通知について、議案書31ページから32ページのとおり付議します。

農地法第30条第1項利用状況調査について、昨年9月、10月に、農業委員及び農地利用最適化推進委員に、調査を行っていただきありがとうございました。その後、関係各課と連携した調査の結果、荒廃農地B区分のうち11件について、農業委員会事務局並びに担当委員、推進委員で現地調査を行いました。この農地11件について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないかを審議する案件です。

今回の案件の内容は、議案書記載のとおりです。

現地は山林原野化して、森林及び原野の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合及びその土地の所有の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当し、非農地と判断しているところです。

また、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局による現地調査については、9月14日です。

遊休農地の分類区分については、議案書記載のとおりでございます。御審議よろしくをお願いします。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(なし)

議長

では採決いたします。異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

挙手全員ということで、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないため、地権者等に通知を交付することに決定いたします。

本日予定の議案は全て終了しました。

今月は、農地法第5条の許可不要転用届、農地法第18条第6項の規定による合意解約の届出がありましたので報告します。

これを持ちまして、10月の八代市農業委員会を閉会いたします。

皆様お疲れさまでした。

どうもありがとうございました。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和4年10月27日

八代市農業委員会 会長 _____

八代市農業委員会 委員 _____

八代市農業委員会 委員 _____